**オンライン受講者用**

令和4年度京都市動物取扱責任者研修会　受講報告書

回答・解説

（Q1～Q4は全員が回答してください。）

Q1　令和元年度に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物取扱責任者の選任要件が変更されましたが、既存事業者において、その要件が猶予される期間として正しいものを選択してください。

①　令和　５年（２０２３年）　5月31日まで

②　令和　５年（２０２３年）12月12日まで

③　令和　７年（２０２５年）　5月31日まで

④　令和　９年（２０２７年）　5月31日まで

⑤　令和１０年（２０２８年）　5月31日まで

Q1答え：　　　**①**

【解説】

　動物取扱責任者の要件の強化が、令和2年6月に施行され、法改正前から登録を受けている事業所に対しても、令和5年6月1日から新基準が適応されます。

　旧基準で登録されている事業所については、令和5年5月31日までに、京都市動物愛護センターにて変更届を御提出ください。

Q2　「飼養施設及び動物の点検状況記録台帳」を備え付けなければならない業種の組み合わせとして正しいものを選択してください。

①　すべての業種（販売・保管・貸出し・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養）

②　販売・保管の2業種のみ

③　販売を除く6業種（保管・貸出し・訓練・展示・競りあっせん・譲受飼養）

④　訓練・展示・競りあっせんの3業種のみ

⑤　いずれの業種も必ずしも備え付ける必要はない。

Q2答え：　　　**①**

【解説】

　「清掃、消毒及び保守点検の実施状況」、「動物の数および状態確認実施状況」、「動物の取引状況について記録した台帳」は、全業種において作成し、5年間保管することが義務付けられています。

Q3　京都市に対して変更届を提出しなければならないのは、次のうちどのケースですか。正しいものを選択してください。

①　新たに職員を雇用した。

②　事業所で使用しているケージを、同じサイズ、同じ素材のものに新調した。

③　主に取り扱う動物の数を、「犬５頭」から「犬１０頭」に変更した。

④　販売していた犬が、感染症により死亡した。

⑤　事業所の電話番号が変わった。

Q3答え：　　　　**③**

【解説】

　「主に取り扱う動物の種類及び数」を変更したときは、変更があった日から30日以内に届出が必要となります。そのほか、変更届が必要となる項目については、京都動物愛護センターホームページ（動物取扱業・特定動物⇒第一種動物取扱業について⇒第一種動物取扱業の変更手続き）を御確認ください。

　なお、変更される内容によっては、事前の届出が必要となる場合（飼養施設の設置など）もありますので、十分御確認ください。

Q4　「広告」についての説明として、正しいものを選択してください。

①　動物取扱責任者の氏名は、個人情報なので掲示しなくてもよい。

②　登録手続は終わっていないが集客したいので、登録番号を記載せずに広告を配布した。

③　顧客の関心を引くため、十分な説明なく「爬虫類は飼うのがとても簡単！」と掲示した。

④　登録年月日は、顧客の関心の薄い内容なので記載する必要はない。

⑤　ホームページにも、紙の広告と同じく、登録番号等必要な8項目を掲載している。

Q4答え：　　　**⑤**

【解説】

　広告には、「①氏名又は名称②事業所の名称③事業所の所在地④第一種動物取扱業の種別⑤登録番号⑥登録年月日⑦登録の有効期限の末日⑧動物取扱責任者の氏名」の8項目について、必ず記載しなければならないとされています。これらの項目については、インターネット上のホームページやSNS等についても記載が必要となります。

※**犬猫を取り扱う業者**（業種は問いません）の方はQ5及びQ6も回答してください。

Q5　「飼養施設の基準」として、正しいものを選択してください。

①　犬の分離型飼養施設：タテ（体長×1）×ヨコ（体長×3）×高さ（体高程度）

②　猫の分離型飼養施設：タテ（体長×4）×ヨコ（体長×0.5）×高さ（特に基準はない）

③　犬の分離型飼養施設：タテ（体長×２以上）×ヨコ（体長×1.5以上）×高さ（体高×2以上）

④　犬の運動スペース一体型飼養施設：床面積が分離型飼養施設の2倍程度

⑤　猫の運動スペース一体型飼養施設：棚を1つ設置し、2段とする

Q5答え：　　　**③**

【解説】

　飼養施設の基準が、令和3年6月から施行され、既存事業所においても令和4年6月以降は、この基準を遵守することが求められています。基準は、犬猫ともに「運動スペース分離型飼養施設（以下、分離型ケージとする）」と「運動スペース一体型飼養施設（以下、一体型ケージとする）」に大別されます。

　犬の場合、「分離型ケージ」は、床面積が『タテ（体長×2以上）×ヨコ（体長×１．５以上）』で、高さ（体高×２以上）のスペースが必要となり、これとは別に一体型ケージと同一以上の広さの運動スペースを別に設ける必要があります。「一体型ケージ」は、『前述の床面積×6以上』で、高さ（体高×2以上）のスペースが必要となります。

　猫の場合、「分離型ケージ」は、床面積が『タテ（体長×2以上）×ヨコ（体長×１．５以上）』、高さ（体高×３以上）のスペースの中に、１つ以上の棚を設け２段以上とする必要となり、これとは別に一体型ケージと同一以上の広さの運動スペースを別に設ける必要があります。「一体型ケージ」の場合、『前述の床面積×2以上』で、高さ（体高×4以上）のスペースに、棚を2つ以上設け３段以上とする必要があります。

　このほか、分離型ケージで飼養する場合の運動時間や、複数頭飼養する場合の面積等も基準が設けられていますので、再度事業所におけるケージのサイズが、飼養する動物の大きさに見合ったものであるか、御確認ください。

Q6犬猫等販売業者の「マイクロチップの装着及び登録」について、正しいものを選択してくだ　さい。

1. マイクロチップの登録は、民間団体であっても登録さえしておけば、情報登録の義務は果たしている。

②　子猫に太い針を刺すのはかわいそうなので、マイクロチップを装着せずに販売した。

③　マイクロチップ装着は簡単な手技なので、誰でも装着が可能である。

④　マイクロチップは、定期的な電池交換が必要である。

⑤　犬の場合、京都市ではワンストップ特例制度に参加しているため、指定登録機関への登録をもって、狂犬病予防法に基づく登録の申請があったものとみなされる。

Q6答え：　　　　　**⑤**

【解説】

　マイクロチップ（以下、MCとする）の登録は、環境大臣により指名された「指定登録機関」に登録しなければならず、現在の指定登録機関は、「日本獣医師会」となっています。

　犬猫等販売業者においては、取得犬猫への健康及び安全の保持上支障がある場合等を除いては、取得した犬猫へのMC装着は義務であるとされています。また、装着は獣医師もしくは獣医師の指示を受けた愛玩動物看護師でなければ行うことができません。

　京都市は、狂犬病予防法のワンストップ特例制度に参加しているため、環境省への変更登録を行うことで、自治体における鑑札登録の手続きを省略して、自治体への登録が完了します。一般の飼養者に販売等をした場合、変更の手続きが行われないと、狂犬病予防法に基づく鑑札登録における所有者が、動物取扱業者のままとなってしまいます。販売等を行う際は、販売相手に対し、変更の手続き等を周知していただくようお願いいたします。

